

大津市ごみコールセンター運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市ごみコールセンター運営業務」に係る委託契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津市ごみコールセンター運営業務
- (2) 業務内容 別紙1「大津市ごみコールセンター運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

3 予算額

委託料の上限は145,728,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年	9月 7日（月曜）	募集開始（公告・ホームページ）
令和8年	9月14日（月曜）	質問受付締切
令和8年	9月16日（水曜）	質問に対する回答（ホームページ）
令和8年	9月24日（木曜）	参加申込書提出締切
令和8年	9月25日（金曜）以降	参加資格審査結果通知
令和8年	10月 1日（木曜）	企画提案書提出締切
令和8年	10月 8日（木曜）	プレゼンテーション審査
令和8年	10月15日（木曜）以降	審査結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的

に關与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は關与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去15年以内に国又は地方公共団体(都道府県、政令指定都市及び中核市に限る。)との間で、コールセンターの運営業務に係る契約を直接締結し、これを履行した実績(履行中のものを含む。)を有する者であること。

(9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)のプライバシーマーク制度による認定を受けている者であること。

(10) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度による認証を受けている者であること。

(11) 一般社団法人日本コンタクトセンター協会におけるコールセンター・エージェンシーとして登録されている者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別紙【様式5】質問票により、電子メールにて提出すること。

※ 必ず電話等で送信した旨伝えること。

※ 電話又は口頭による質問や提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年9月14日(月曜)16時00分まで(必着)

(3) 提出先 「15. 問合せ先」に記載の担当窓口

(4) 回答方法 大津市ホームページに掲載(令和8年9月16日(水曜)予定)

(5) 注意事項

審査等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業者数、参加事業者名、審査委員等)については受け付けない。なお、質問に対し本市が回答した件については、実施要領の追加又は修正を行ったものとして取り扱う。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。アからオについては各1部ずつ、カ及びキについては正本1部、副本7部を提出すること。

ア 【様式1】参加申込書 ※下記書類を添付すること

（ア） プライバシーマーク登録証明書（写し可）

（イ） I S M S 認証登録書（写し可）

イ 【様式2】誓約書

ウ 【様式3】コールセンター運營業務受託実績調書

エ 会社案内（法人等の概要が分かるもの等）

オ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては次に掲げる書類

（ア） 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）及び役員名簿

（イ） 個人にあっては、身分証明書の写し

（ウ） 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

カ 企画提案書

キ 見積書

月額費用及び契約期間（3年）の合計金額を記載すること。また、消費税額及び地方消費税額を含む額とし、宛先は大津市長とすること。

(2) 提出期間

ア 参加申込に関する提出書類（上記提出書類のア～オ）

令和8年9月24日（木曜）まで ただし、閉庁日を除く。

イ 企画提案に係る提出書類（上記提出書類のカ及びキ）

令和8年10月1日（木曜）まで ただし、閉庁日を除く。

(3) 提出時間 午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

(5) 提出先 「15. 問合せ先」に記載の担当窓口

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

別紙1「大津市ごみコールセンター運營業務委託仕様書」に基づき、別紙2「審査項目一覧」のNo.1からNo.7の順番に内容を記載した企画提案書を提出すること。ただし、新たな項

目について提案を行うことは妨げない。

(2) 留意事項

ア 企画提案書は、A4判とし、表紙に「大津市ごみコールセンター運營業務企画提案書」と記載すること。

イ 副本には、提案者の商号や名称、代表者氏名等の事業者が特定できる事項は記載しないこと。

ウ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現にすること。

エ 必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類及びプレゼンテーションの内容について、大津市ごみコールセンター運營業務プロポーザル審査委員会が別表評価基準をもとに審査を行う。

(1) 審査方法 プレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査日 令和8年10月8日（木曜）予定

なお、応募者が多数の場合は別途審査日を設ける場合がある。

(3) 審査順 企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。

(4) 審査委員 市職員5名程度を予定

(5) 日時等 詳細な日時等は、参加資格を有する者に対し、別途通知する。

(6) 審査基準 別紙2「審査項目一覧」に基づき審査を実施

(7) 提案時間

企画提案書類を補足する追加説明、審査委員からの質疑に対する回答を行うものとし、1提案者あたり発表に要する時間を35分以内（時間厳守）とする。内訳は、準備5分、説明20分、質疑応答10分とする。

(8) 注意事項

ア 参加人数は3名以内とする。

イ プレゼンテーション用のプロジェクターとスクリーンは本市で準備する。それ以外の機器（パソコン、電源ケーブル等その他プレゼンテーションに必要な機器）は提案者が持参すること。

ウ プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明やデモ画面上での会社名の記載は行わないこと。

エ 説明の際に必要となる場合は、企画提案書の要約資料を用意しても構わない。ただし、要約資料については、企画提案書の内容と齟齬が生じないこと。なお、この場合、プレゼンテーション当日に紙資料を8部用意し、プレゼンテーション開始前に市担当者へ提出すること。

1 1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知発送時期 令和8年10月15日（木曜）（予定）

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに【様式4】参加辞退届を担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合
- (5) 著作権等の権利
- 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本件に係る契約は、令和9年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

15 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市 環境部廃棄物減量推進課 3R推進係 担当：楠・石井

TEL 077（528）2802

FAX 077（523）2423

E-mail otsu1703@city.otsu.lg.jp

(別表) 評価基準

(配点 審査委員 1 人合計: 1 0 0 点)

No.	評価項目		配点
1	業務全般	提案全般	5
2		実績	5
3		業務体制	1 0
4		役割分担	5
5	コールセンター運営業務	運営業務	1 5
6		管理業務	4 5
7		報告業務	5
8	価格評価	経費見積	1 0

※No. 8 を除く総評価点が、満点の 6 割未満は、要求水準を満たしていないとし、不合格とする。